

路外駐車場の届出に関するよくある質問

Q 路外駐車場が一般公共の用に供するかどうかは、どのように判断すればよいか。

A 一般公共の用に供されるものとは、不特定多数の者の直接の利用に供することを目的として設置されたものと解されます。

例えば、百貨店等店舗及び病院の駐車場であっても、厳密に当該建物の利用者からの利用に限定される場合（専用の駐車場と解する。）以外は、「一般公共の用に供する」と解されます。

厳密に、専用駐車場と判断される場合とは、駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、例えば、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合等が該当します。

Q 社会実験などで期間や時間を限って、面積500㎡以上で料金を徴収する駐車場を設置する場合、届出を行う必要があるか。

A 一般公共の用に供し、駐車料金を徴収する場合は、一時的、又は短時間であっても届出が必要です。

Q 大規模商業施設等において、隔地に複数の駐車場（500㎡以上、料金徴収）を設置する場合、届出及び技術基準への適合が必要か。

A 駐車場ごとに、届出及び技術基準への適合が必要です。

Q バス・トラック専用駐車場（500㎡を超え、料金徴収）は、届出が必要か。

A 必要と考えます。

Q 物理的に分離しておらず、出入り口を共有して一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場が共存する場合、届出が必要か。

A 一般公共の用に供する駐車部分の面積が500㎡以上の場合は、届出が必要です。

Q 商業施設やフィットネスクラブなどが併設されている駐車場の場合、入口に「専用駐車場」の看板が掲示されていることに加え、会員カードなどを提示しなければ入口ゲートバーが開場せず、入庫できないような形態をとっている無人の駐車場は、専用駐車場として扱い、届出不要としてよいか。

A 駐車場の管理・運営の形態にもよりますが、その利用が特定の者に限定され、一般の利用が確実に排除されている場合は、一般公共の用に供されていないものと判断して差し支えないと考えます。

Q 路外駐車場が一般公共の用に供するかどうかの判断において、土地柄（例：工業団地等で一般公共の利用がない）による裁量はあるか。

A 土地柄による裁量はありません。

Q 車道からロータリーを通過して、課金ゲートのある有料駐車場に行く場合は、課金ゲートで管理人等における排除を行えば、専用駐車場とみなされるのか、車道と接道しているロータリーの入口で排除を行えば専用駐車場とみなされるのか。

A 一般の利用者を排除している場所が、課金ゲートまたはロータリーの入口に関わらず、厳密に当該建物の利用者だけの利用に限定される場合は、専用駐車場とみなされます。